

[執行官資料]

令和3年度

民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ事前アンケート資料（執行官パート）

最高裁判所事務総局民事局

【第1 子の引渡しについて】

1 執行計画の策定及び事前準備について

(1) 執行計画の策定や事前準備において、債権者（代理人）、関係機関、地家裁等の関係者からの情報収集に関して工夫している点はありますか。



【回答内容の詳細】

【対債権者】

- ・債権者（代理人）と面接を行って執行に必要な情報収集を行っている。
- ・家裁調査官の調査報告書の写しを提出してもらっている。
- ・収集したい情報を一覧表にして事前相談時等に交付している。

【対家庭裁判所】

- ・あらかじめ作成した実施要領に基づき、監督官（監督補佐官）を交えて情報収集・意見交換を行っている。
- ・保全処分等の認容審判発令後速やかに事件情報の提供を受けている。
- その他
- ・実施決定の執行裁判所（家裁）が遠方の場合には、打合せ等の実施方法について地裁（監督官側）に調整してもらっている。

(2) 執行計画の策定や事前準備において、あい路となつた点はありますか。



【回答内容の詳細】

【対債権者】

- ・債権者本人による手続遂行や債権者代理人から十分な調査結果が得られないなどの理由により、子や債務者の最新の情報が入手できなかった。
- ・債権者が債務者に心理的抵抗を感じており、執行場所に近づくことができず、子の迎え入れの切り札にならなかった。

【対家庭裁判所】

- ・家庭裁判所の担当者（裁判官、家裁調査官等）が異動しており、必要な情報が得られなかった。
- ・管轄区域外の家庭裁判所による発令事案である場合、情報がとりにくい。
- ・家庭裁判所の審理において、家裁調査官の調査が行われていなかった。

【対関係機関】

- ・関係機関ごとに、それぞれの子の福祉に関する考え方があり、家裁の判断や子の引渡しの仕組みへの理解が不十分なため、協力が得られない場合がある。

(3) 執行計画の策定や事前準備に監督官（裁判官）は関与していますか。



【回答内容の詳細】

- 申立ての予告を受けた時点から、立件、事前ミーティングの設定・実施、執行計画検討、専門家との意見交換を経ての最終検討など一連の手続に関して指導・助言を監督官（裁判官）から執行官に対して行っている。
- 家裁とのミーティングに同席してもらっている。
- 執行場所の選定や威力の行使の程度などについて相談し、助言を受けている。

2 執行場所の選定について

(1) 執行場所の選定に当たって考慮している点は何ですか。

【回答内容の詳細】

- ・債務者住居以外の第三者占有場所が候補である場合には、同意に代わる許可の見込みや第三者の同意の可能性、債務者住居で実施することの問題点(債務者や親族の抵抗の可能性や度合い、子の心理面への影響など)を考慮して、相当性を判断している。
- ・子や債務者の行動パターンを踏まえ、子と確実に接触できる引渡し実施の可能性が高い場所を選定している。
- ・子の福祉への影響、子を含む関係者の安全性の確保
- ・駐車場等の周辺状況

(2) 執行場所の選定に当たって、あい路となった点はありますか。

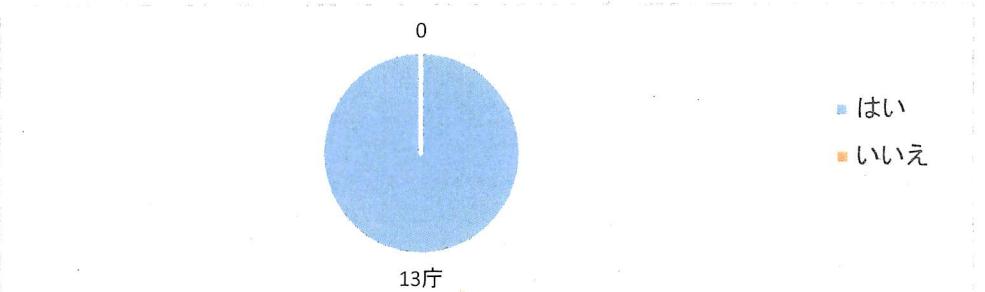


【回答内容の詳細】

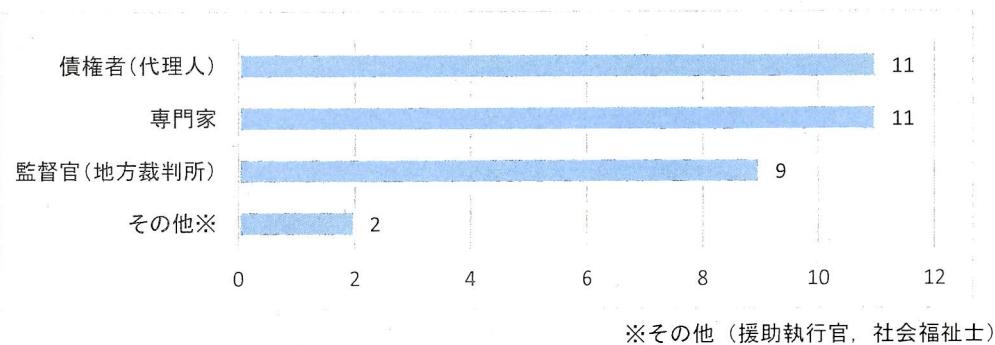
- ・小学校・保育園等において、管理者の同意・協力が得られなかった。
- ・管理者から執行時に遵守すべき条件を提示してきた。
- ・子の所在や在宅時間等が不明
- ・債務者の自傷行為の可能性や子の心身への影響により、債務者宅での執行が困難

3 子への接し方、債務者等に対する有形力の行使、執行不能等の判断について

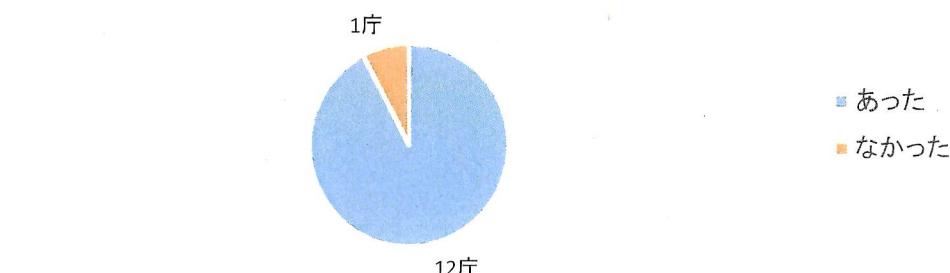
(1) 子への接し方、債務者等に対する有形力の行使に関する判断、執行不能の判断基準及び続行した場合の執行方法などについて、事前に協議を行っていますか。



(2) 誰と協議を行っていますか（複数回答可）。



(3) (1) の事項について、事前に協議を行うことによって、効果がありましたか。



【回答内容の詳細】

○効果があった

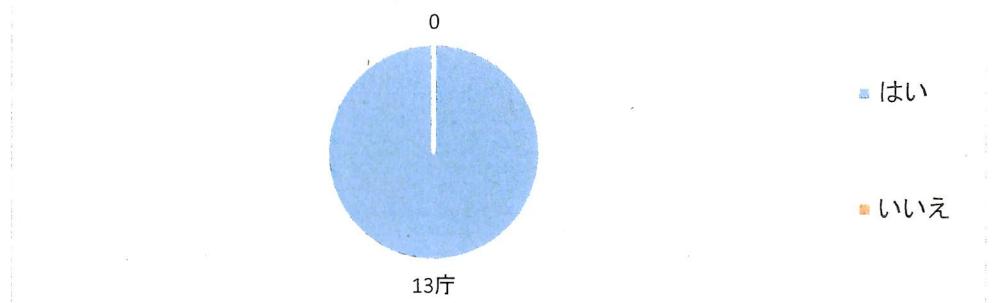
- ・地裁(監督官)と意見交換・協議を行うことで、事前のシミュレーションができ、執行官としても現場で迷うことが少なくなった。
- ・執行を続行すべき状況と、執行不能と判断せざるを得ない状況を予め債権者側と打合せすることを通じて、債権者をはじめとする関係者との共通認識を形成することができた。
- ・専門家を交えて協議を行うことで、子の性格、持病、債務者の性格から予想される抵抗に対し子が取るであろう反応及び言動を想定することができ、スムーズな対応ができた。

○効果がなかった

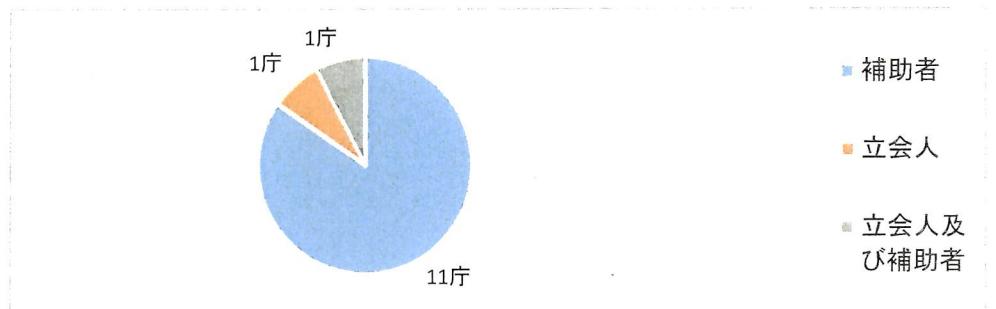
- ・現実には、子に威力行使することなく、あるいは、子への心理に影響をあたえることなく、威力行使することは困難な事例しかなく、事前の協議が有効であった事例はない。

4 専門家の関与について

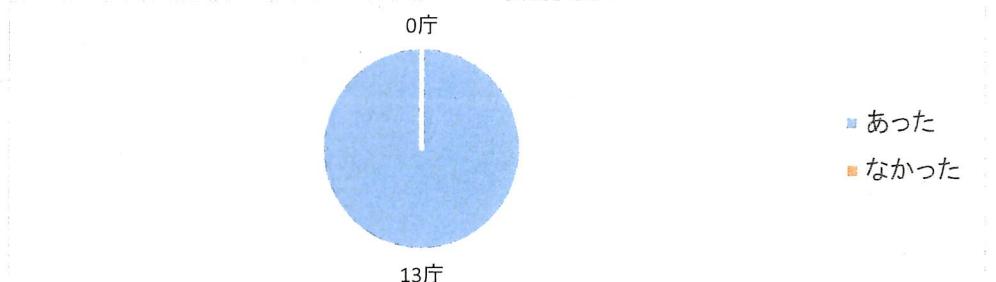
(1) 専門家が関与した事件はありますか。



(2) 専門家はどのような形で関与しましたか。



(3) 専門家を関与させしたことによって、効果がありましたか。



【回答内容の詳細】

○子への対応

- ・子との面談において、子の緊張を解き、率直な気持ちを引き出してくれた。
- ・債権者との面談を頑なに拒む子の気持ちを解きほぐし、面談が実現した。

○債務者への対応

- ・専門家から直接債務者に説明してもらい、専門家が子と接触できた例がある。
- ・執行官に対して頑なな債務者から話を聞いてもらえた。

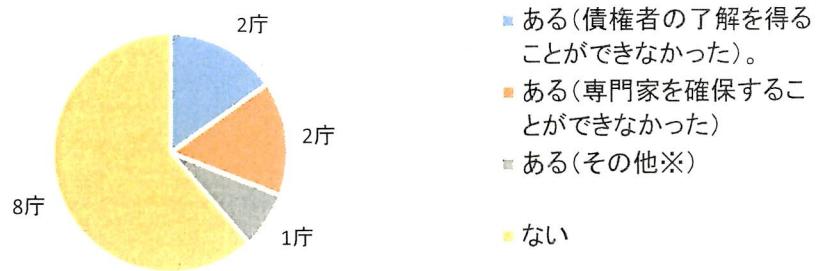
○執行官への助言

- ・事前に資料を検討して貰うことで、専門家から執行官が必要な助言を得ることができ（どこまで子に事情を説明するかなど）、その内容を監督官との協議に活かして執行計画を見直し、執行現場でもその助言に沿った対応により執行が奏功した。
- ・執行に際し子に対する配慮、子の言動が本心を吐露したものであるか等、現場で子の表情を見ながらアドバイスを受けることが出来た。
- ・説得が長時間に及んだときなど、執行中の子の反応を見ていた専門家の意見を考慮して執行不能の判断が行えた。

○その他

- ・専門家が債務者や子と接触することができたため、結果不奏功に終わっても、最善を尽くしたとして債権者の納得にもつながった。

(4) 専門家を関与させるのが相当であると思われるのに、関与させることができなかった事件はありますか。その理由は何ですか。



※ 債権者の金銭的な理由から、執行補助者ではなく、立会人とした事例。

【第2 立会人について】

1 立会人候補者名簿の備付けについて

立会人候補者名簿は備え付けていますか。

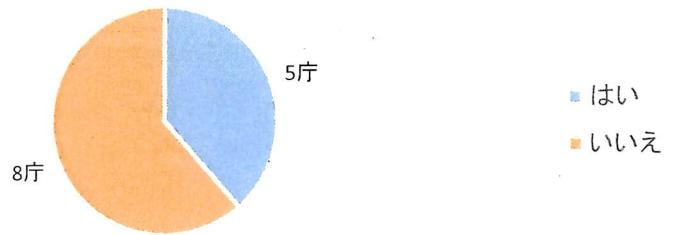


2 立会人候補者名簿の作成等について

(1) 名簿の作成者は誰ですか。

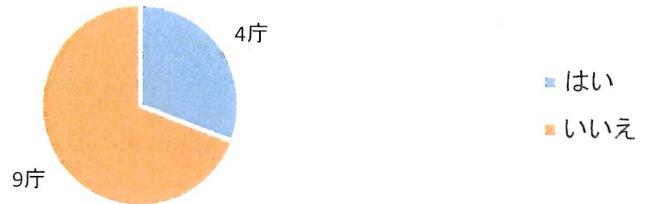


(2) 名簿登載に関する基準や作成要領は存在しますか。



3 立会人候補者名簿の利用について

立会人の選定は名簿順に（機械的に）行っていますか。



【回答内容の詳細】

○「いいえ」を選択した理由

- ・立会人候補者側の事情（執行場所と住居との距離、年齢、性別、日程調整の結果及び経験等）に応じて適任者を選定しており、全くの機械的選定とはなっていない。
- ・当初は内勤の執行官が機械的に選定する取扱いとなっていたが、執行件数が多く内勤の執行官の多大な負担となつたため、担当執行官が直接選任する取扱いに変わった。

4 名簿及び選定状況の定期的なチェックについて

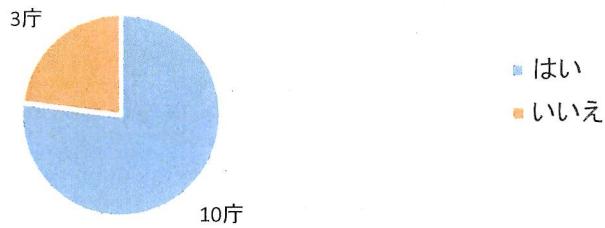
立会人候補者名簿自体や選定状況について監督官の定期的なチェックを受けていますか。



【第3 執行補助者について】

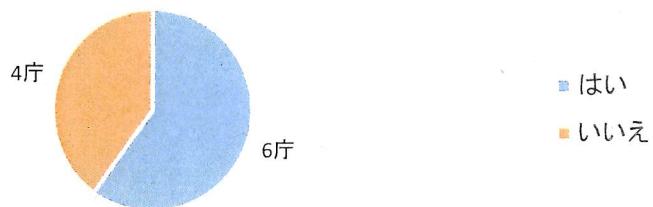
1 執行補助者候補者名簿の備付けについて

【執行補助者候補者名簿は備え付けていますか。】



2 執行補助者候補者名簿の登載基準等について

【執行官室において名簿登載に関する基準や作成要領は存在しますか（設問1で「はい」と回答した10庁が対象）。】



3 名簿に登載すべき業者等の適正性や資格・許認可等の確認について

（1）名簿に登載すべき業者等の適正性や資格・許認可等の確認は行っていますか（設問1で「はい」と回答した10庁が対象）。】



(2) 資格や許認可等の確認のためにどのような資料の提出を求めていますか（設問3(1)で「はい」と回答した9庁が対象）。

【回答内容の詳細】

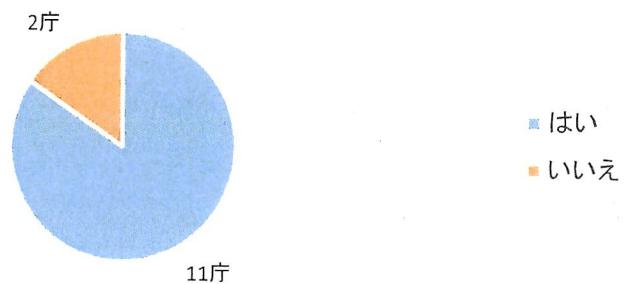
- ・（法人の場合）登記事項証明書
- ・運送業、廃棄物処理業等の許可証
- ・委託先との契約書、保管倉庫の契約書
- ・使用車両の車検証、自賠責保険証、任意保険証
- ・作業員に対する労働保険納付領収書
- ・誓約書

(3) 資格や許認可等について、定期的な確認を行っていますか（設問3(1)で「はい」と回答した9庁が対象）。



4 債権者が同行した業者を執行補助者とする場合について

(1) 債権者が同行した業者（執行補助者候補者名簿を備え付けている府においては、同名簿にその掲載がされていない業者）を執行補助者に選定することはありますか。



(2) 当該業者の適正性や資格・許認可等の確認はどのように行っていますか（設問4（1）で「はい」と回答した11府が対象）。

【回答内容の詳細】

○口頭等による確認（9府）

- ・債権者面接、電話打合せ、初回臨場時に債権者・業者から資格等について聴取または、名刺やHPなどにより確認

○書面等による確認（2府）

- ・名簿登載時に求める書面に加えて、誓約書の提出
- ・資格証明書、業務内容（詳細）書の提出